

令和2年12月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和2年10月内容)

有効求人数	36,346人	対前年同月比	14.7%減(10か月連続の減少)
有効求職者数	32,842人	対前年同月比	5.4%増(4か月連続の増加)
有効求人倍率	1.08倍	前月比	同率(3か月連続の同率)

・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進

・積極的な求人開拓の実施

(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)

・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課・職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況 コロナに負けるな

3 令和2年度外国人雇用管理セミナーを開催について(職業対策課)

令和2年12月2日(水)	鹿児島市
令和2年12月3日(木)	鹿屋市

4 (1)令和3年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況(訓練室)

(令和2年10月末現在)

○ 求人数	5,185人	対前年9月 ^{※1} から	13.1%(785人)減 ^{※2}
○ 求職者数	3,436人	同	14.9%(600人)減 ^{※3}
○ 求人倍率	1.51倍	同	0.03ポイント増 ^{※4}
○ 就職内定者数	2,530人	同	1.4%(36人)増 ^{※5}
○ 就職内定率	73.6%	同	11.8ポイント上昇

※1.令和2年度は選考・内定時期が1か月後ろ倒しとなったことから、令和元年9月末時点の状況と比較しています。

※2.求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※3.求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※4.求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※5.就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※6.就職内定率は上昇しておりますが、これは、選考や内定通知の時期が後ろ倒しとなったことから、高等学校 専攻科の採用通知の時期と重なったことが主な要因と考えられます。

(2) 令和3年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況（訓練室） （令和2年10月末現在）

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は64.1% 対前年同月から4.4ポイント減

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は45.7% 対前年同月から6.3ポイント減

5 「働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー」開催及び「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設について （雇用環境・均等室）

- 1 「働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー」は、県内4か所で開催します。鹿児島会場は12月3日となります。
- 2 「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設について
令和元年度における労働相談においては、パワーハラスメントを含む「いじめ・嫌がらせ」が、1430件、前年度比25.5%増となっていることから、ハラスメント対応特別相談窓口を開設します。

6 建設業の労働災害を防止するため「建築現場安全パトロール」及び「年末年始建設業一斉立入調査」を実施します （監督課・健康安全課）

- ・ 本年12月1日から翌年1月末日までの2か月間を「年末年始建設業一斉立入調査」実施期間として、建設現場への立入調査を行うこととしています。
- ・ また、令和2年12月9日（水）に、労働局長等による「建築現場安全パトロール」を実施する予定です。

7 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険請求について (労災補償課)

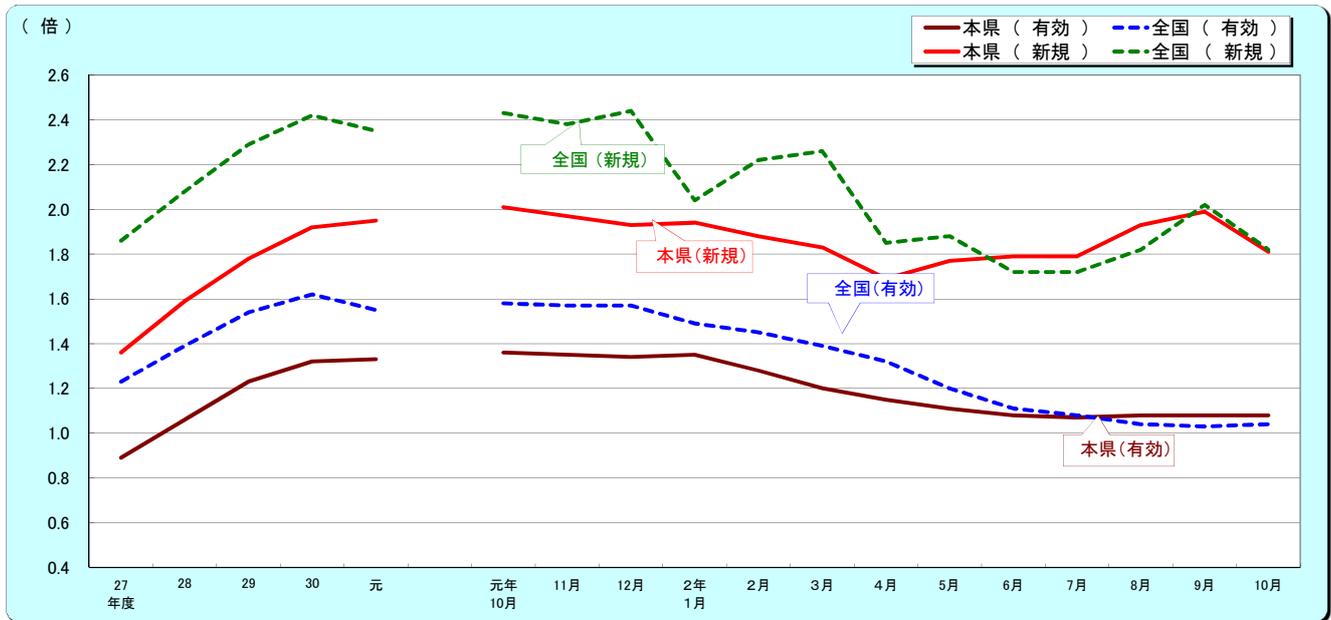
- 新型コロナウイルス感染症について、業務中に感染したと判断される場合、労災保険の対象となり得ることを、改めてお知らせ致します。特に医療従事者や集団感染が発生した事業場など、本感染症に感染した労働者への労災請求勧奨を行ってまいります。

最近の雇用失業情勢 (令和2年10月分)

概況

・鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍となり、前月及び前々月と同率であった。
なお、全国の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.04倍となり、前月より0.01ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		27年度	28	29	30	元	元年10月	11月	12月	2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人倍率	本県	0.89	1.06	1.23	1.32	1.33	1.36	1.35	1.34	1.35	1.28	1.20	1.15	1.11	1.08	1.07	1.08	1.08	1.08
	全国	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03	1.04
新規求人倍率	本県	1.36	1.59	1.78	1.92	1.95	2.01	1.97	1.93	1.94	1.88	1.83	1.69	1.77	1.79	1.79	1.93	1.99	1.81
	全国	1.86	2.08	2.29	2.42	2.35	2.43	2.38	2.44	2.04	2.22	2.26	1.85	1.88	1.72	1.72	1.82	2.02	1.82

*元年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

10月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ15.1%減と10ヶ月連続の減少となった。

10月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(10.0%増)は2ヶ月ぶりの増加、【製造業】(6.3%減)は2ヶ月ぶりの減少、【運輸業、郵便業】(26.0%減)は11ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(39.3%減)は2ヶ月連続の減少、【宿泊業、飲食サービス業】(27.1%減)は13ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(7.9%減)は10ヶ月連続の減少、【サービス業】(11.3%減)は13ヶ月連続の減少となった。

10月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ14.7%減と10ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求人数	14,525	(▲ 3.5)	12,041	(▲ 21.2)	12,054	(▲ 14.9)	12,551	(▲ 12.7)	14,097	(▲ 15.1)
D 建設業	1,227	(0.3)	1,342	(14.7)	1,273	(2.0)	1,308	(▲ 5.6)	1,424	(10.0)
E 製造業	1,244	(▲ 12.3)	1,069	(▲ 16.6)	933	(▲ 35.1)	1,348	(11.0)	1,267	(▲ 6.3)
H 運輸業、郵便業	622	(▲ 1.9)	502	(▲ 12.5)	535	(▲ 10.1)	424	(▲ 28.7)	539	(▲ 26.0)
I 卸売業、小売業	2,101	(▲ 8.3)	1,559	(▲ 46.3)	2,212	(25.1)	1,627	(▲ 21.1)	1,750	(▲ 39.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,000	(▲ 14.3)	508	(▲ 52.6)	503	(▲ 57.0)	869	(▲ 25.6)	738	(▲ 27.1)
P 医療、福祉	4,439	(4.4)	3,750	(▲ 16.6)	3,733	(▲ 14.4)	4,061	(▲ 3.1)	4,480	(▲ 7.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,478	(▲ 12.6)	1,243	(▲ 22.3)	949	(▲ 36.8)	1,185	(▲ 22.9)	1,649	(▲ 11.3)
有効求人数	41,280	(▲ 1.5)	32,289	(▲ 21.2)	33,374	(▲ 18.1)	34,418	(▲ 16.6)	36,346	(▲ 14.7)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

10月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.0%減と10ヶ月連続の減少となった。
 新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、**在職求職者**(22.3%減)は10ヶ月連続の減少となった。
 また、**離職求職者**(1.0%減)は4ヶ月連続の減少、**無業求職者**(8.4%減)は13ヶ月連続の減少となった。
 離職求職者の内訳をみると、**事業主都合離職者**(5.6%増)は7ヶ月連続の増加となった。
自己都合離職者(3.1%減)は10ヶ月連続の減少となった。
 10月の**受給資格決定件数**(6.7%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。
 また、**受給者実人員**(17.0%増)は5ヶ月連続の増加となった。
 10月の**有効求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.4%増と4ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求職者数	7,432	(▲ 5.4)	6,404	(▲ 11.3)	6,054	(▲ 11.3)	6,339	(▲ 13.9)	6,888	(▲ 8.0)
44歳以下	3,848	(▲ 9.1)	3,215	(▲ 15.2)	3,176	(▲ 12.5)	3,284	(▲ 17.9)	3,479	(▲ 9.7)
※うち34歳以下	2,306	(▲ 10.3)	1,957	(▲ 3.7)	1,944	(▲ 11.6)	1,939	(▲ 19.4)	2,066	(▲ 10.0)
45歳以上	3,584	(1.0)	3,189	(▲ 7.0)	2,878	(▲ 10.0)	3,055	(▲ 9.2)	3,409	(▲ 6.2)
うち55歳以上	2,237	(1.1)	2,030	(▲ 5.9)	1,764	(▲ 6.5)	1,961	(▲ 3.0)	2,189	(▲ 1.6)
うち65歳以上	837	(3.9)	803	(1.0)	677	(0.9)	830	(10.7)	907	(14.5)
雇用保険受給資格決定件数	1,977	(▲ 2.6)	(*)1,744	(▲ 6.6)	(*)1,714	(2.2)	(*)1,768	(▲ 3.2)	(*)2,212	(6.7)
有効求職者数	31,005	(▲ 2.1)	31,333	(0.6)	31,615	(3.3)	32,151	(3.8)	32,842	(5.4)
44歳以下	15,058	(▲ 5.4)	14,819	(▲ 2.9)	15,021	(0.1)	15,291	(0.4)	15,617	(2.6)
※うち34歳以下	9,051	(▲ 6.2)	8,923	(▲ 16.2)	9,060	(▲ 0.4)	9,174	(▲ 0.4)	9,323	(2.0)
45歳以上	15,946	(1.1)	16,514	(3.9)	16,594	(6.4)	16,860	(7.1)	17,225	(8.0)
うち55歳以上	10,303	(3.0)	10,651	(2.1)	10,629	(5.2)	10,821	(7.1)	11,062	(8.4)
うち65歳以上	3,484	(7.3)	3,681	(9.3)	3,474	(9.5)	3,524	(9.7)	3,623	(10.1)
雇用保険受給者実人員	6,124	(▲ 1.1)	7,238	(5.8)	7,529	(10.2)	7,722	(15.1)	7,605	(17.0)

(*)速報値のため修正が及ぶ

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			7月		8月		9月		10月	
新規常用求職者	7,360	(▲ 5.5)	6,333	(▲ 10.8)	6,001	(▲ 11.2)	6,299	(▲ 14.0)	6,846	(▲ 8.1)
在職求職者	2,095	(▲ 4.9)	1,627	(▲ 14.1)	1,605	(▲ 15.7)	1,586	(▲ 18.1)	1,718	(▲ 22.3)
離職求職者	4,549	(▲ 4.9)	4,160	(▲ 8.6)	3,790	(▲ 8.9)	4,114	(▲ 10.7)	4,451	(▲ 1.0)
うち事業主都合	942	(▲ 11.9)	944	(6.4)	812	(9.1)	915	(18.2)	969	(5.6)
うち自己都合	3,343	(▲ 2.8)	2,996	(▲ 12.4)	2,822	(▲ 11.5)	2,989	(▲ 16.6)	3,250	(▲ 3.1)
無業求職者	715	(▲ 11.1)	546	(▲ 16.5)	606	(▲ 12.6)	599	(▲ 23.3)	677	(▲ 8.4)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

10月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ18.4%減と13ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			7月		8月		9月		10月	
就職件数	2,991	(▲ 8.7)	2,324	(▲ 22.0)	2,273	(▲ 9.0)	2,484	(▲ 17.7)	2,598	(▲ 18.4)
44歳以下	1,596	(▲ 12.6)	1,275	(▲ 20.7)	1,253	(▲ 7.7)	1,315	(▲ 19.2)	1,345	(▲ 20.3)
※うち34歳以下	856	(▲ 13.4)	731	(▲ 17.3)	706	(▲ 1.3)	707	(▲ 20.7)	722	(▲ 21.4)
45歳以上	1,395	(▲ 3.8)	1,049	(▲ 23.5)	1,020	(▲ 10.4)	1,169	(▲ 16.0)	1,253	(▲ 16.3)
うち55歳以上	761	(▲ 1.9)	554	(▲ 28.1)	559	(▲ 5.6)	634	(▲ 14.7)	678	(▲ 14.6)
うち65歳以上	195	(2.1)	149	(▲ 16.8)	153	(▲ 0.6)	180	(▲ 9.5)	159	(▲ 20.5)
雇用保険受給者	791	(▲ 0.4)	690	(▲ 16.5)	743	(2.3)	794	(▲ 7.2)	781	(▲ 10.4)

5. 完全失業率(全国)

	29年平均	30年平均	元年平均	2年5月	2年6月	2年7月	2年8月	2年9月	2年10月
完全失業率 (%)	2.8	2.4	2.4	2.9	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1
完全失業者数 (万人)	190	166	162	198	195	197	206	210	215

※完全失業率は季節調整値

*下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

10月の有効求人倍率は、前月と同率の1.08倍となる

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍となり、3か月連続の同率になりました。

新規求人倍率(同)は1.81倍となり、前月を0.18ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.92倍となり、前年同月(1.05倍)を0.13ポイント減と8か月連続で下回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、15.1%減と10か月連続で減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(10.0%増)は2か月ぶりの増加、製造業(6.3%減)は2か月ぶりの減少、運輸業、郵便業(26.0%減)は11か月連続の減少、卸売業、小売業(39.3%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(27.1%減)は13か月連続の減少、医療、福祉(7.9%減)は10か月連続の減少、その他のサービス業(11.3%減)は13か月連続の減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ8.0%減と10か月連続の減少となりました。

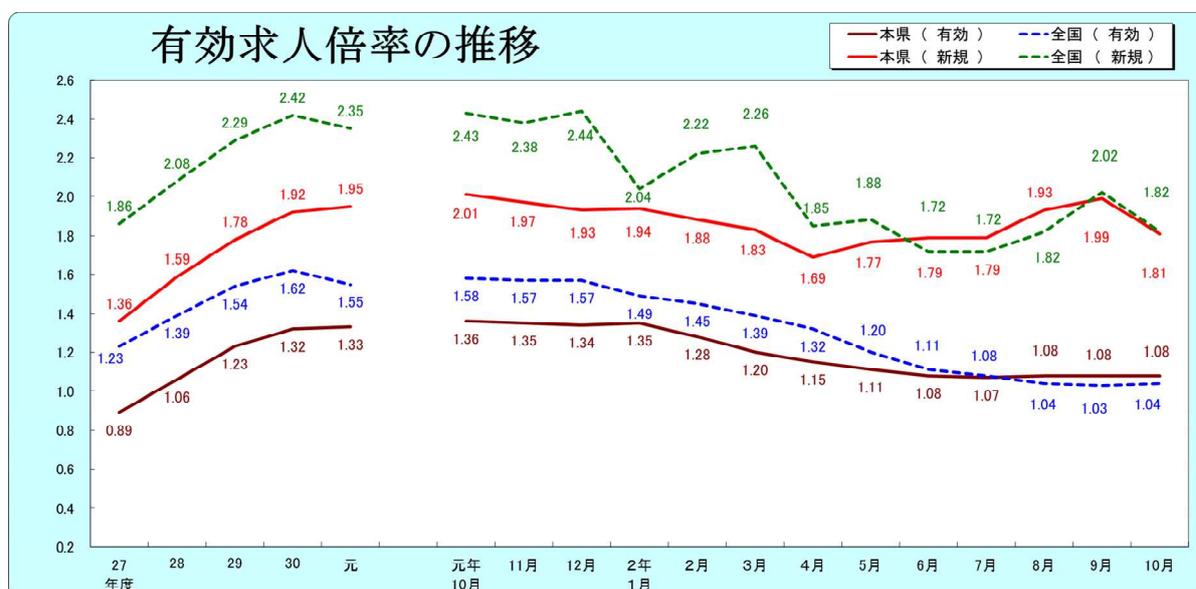
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(22.3%減)は10か月連続の減少、離職求職者(1.0%減)は4か月連続の減少、無業求職者(8.4%減)は13か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(5.6%増)は7か月連続の増加、自己都合離職者(3.1%減)は10か月連続の減少となりました。

政府の10月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とされました。先行きについても「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と変更されました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が、54か月連続で1倍台を維持しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの業種で新規求人数が落ち込み、求職活動の長期化も懸念されることから引き続き雇用情勢へ影響を与えていると判断されます。新規求人はいくつかの業種で復調の兆しも見えていますが、雇用調整の動きによっては弱さが増す恐れもあり今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、新型コロナウイルス感染症による対策として、引き続き雇用調整助成金等の早期支給により、解雇することなく休業等により雇用維持を図ることを呼びかけるとともに新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人の周知及び受理など行政の展開を図ってまいります。



6.正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			7月		8月		9月		10月	
正社員新規求人倍率	1.38	(0.08)	1.50	(0.07)	1.50	(▲ 0.01)	1.55	(0.08)	1.60	(0.08)
正社員新規求人数	6,486	(1.5)	6,038	(▲ 7.1)	5,788	(▲ 11.9)	5,904	(▲ 11.6)	6,755	(▲ 6.1)
全新規求人における 構成比	42.5%	(2.2)	50.1%	(7.6)	48.0%	(1.6)	47.0%	(0.5)	47.9%	(4.6)
新規常用フルタイム 求職者数	4,624	(▲ 12.3)	4,031	(▲ 11.2)	3,869	(▲ 11.1)	3,807	(▲ 16.0)	4,219	(▲ 10.6)
全新規求職者における 構成比	62.2%	(▲ 5.4)	62.9%	(0.0)	63.9%	(0.1)	60.1%	(▲ 1.5)	61.3%	(▲ 1.7)
正社員有効求人倍率	1.01	(0.06)	0.88	(▲ 0.13)	0.89	(▲ 0.13)	0.90	(▲ 0.12)	0.92	(▲ 0.13)
全 国	1.15	(0.02)	0.79	(▲ 0.33)	0.78	(▲ 0.35)	0.78	(▲ 0.36)	0.80	(▲ 0.35)
正社員有効求人数	18,690	(3.3)	16,358	(▲ 12.7)	16,720	(▲ 11.0)	16,938	(▲ 10.3)	17,741	(▲ 8.7)
全有効求人における 構成比	45.3%	(▲ 7.8)	50.7%	(5.0)	50.1%	(4.0)	49.2%	(3.4)	48.8%	(3.2)
有効常用フルタイム 求職者数	18,496	(▲ 2.9)	18,571	(0.3)	18,860	(2.8)	18,924	(2.7)	19,344	(4.1)
全求職者における 構成比	59.7%	(▲ 2.7)	59.3%	(▲ 0.1)	59.7%	(▲ 0.2)	58.9%	(▲ 0.6)	58.9%	(▲ 0.7)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和2年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	12,075	12,171	12,181	11,860	12,011	12,426	12,874					85,598
	有効求人	15,586	13,846	13,873	13,342	14,122	14,401	14,865					100,035
	求人倍率	1.29	1.14	1.14	1.12	1.18	1.16	1.15					1.17
北薩地域	有効求職	4,345	4,068	3,951	3,962	4,002	4,081	4,109					28,518
	有効求人	4,831	4,451	4,498	4,678	4,737	4,869	4,990					33,054
	求人倍率	1.11	1.09	1.14	1.18	1.18	1.19	1.21					1.16
川内	有効求職	2,155	2,064	2,000	1,974	2,025	2,065	2,108					14,391
	有効求人	2,238	2,111	2,086	2,179	2,213	2,282	2,289					15,398
	求人倍率	1.04	1.02	1.04	1.10	1.09	1.11	1.09					1.07
出水	有効求職	1,643	1,559	1,514	1,551	1,563	1,610	1,593					11,033
	有効求人	1,854	1,740	1,806	1,928	1,983	1,999	2,105					13,415
	求人倍率	1.13	1.12	1.19	1.24	1.27	1.24	1.32					1.22
宮之城	有効求職	547	445	437	437	414	406	408					3,094
	有効求人	739	600	606	571	541	588	596					4,241
	求人倍率	1.35	1.35	1.39	1.31	1.31	1.45	1.46					1.37
大隅地域	有効求職	4,399	4,141	4,182	4,006	4,061	4,061	4,116					28,966
	有効求人	5,158	4,688	4,831	4,661	4,687	4,998	5,156					34,179
	求人倍率	1.17	1.13	1.16	1.16	1.15	1.23	1.25					1.18
鹿屋	有効求職	2,994	2,813	2,848	2,726	2,764	2,772	2,848					19,765
	有効求人	3,441	3,092	3,184	3,138	3,133	3,311	3,470					22,769
	求人倍率	1.15	1.10	1.12	1.15	1.13	1.19	1.22					1.15
大隅	有効求職	1,405	1,328	1,334	1,280	1,297	1,289	1,268					9,201
	有効求人	1,717	1,596	1,647	1,523	1,554	1,687	1,686					11,410
	求人倍率	1.22	1.20	1.23	1.19	1.20	1.31	1.33					1.24
南薩地域	有効求職	4,214	4,152	4,147	4,084	4,093	4,095	4,145					28,930
	有効求人	3,815	3,311	3,322	3,425	3,463	3,723	4,077					25,136
	求人倍率	0.91	0.80	0.80	0.84	0.85	0.91	0.98					0.87
加世田	有効求職	1,554	1,513	1,504	1,531	1,531	1,557	1,563					10,753
	有効求人	1,483	1,265	1,311	1,357	1,386	1,413	1,507					9,722
	求人倍率	0.95	0.84	0.87	0.89	0.91	0.91	0.96					0.90
伊集院	有効求職	1,635	1,632	1,631	1,559	1,549	1,511	1,537					11,054
	有効求人	1,418	1,290	1,264	1,259	1,263	1,475	1,579					9,548
	求人倍率	0.87	0.79	0.77	0.81	0.82	0.98	1.03					0.86
指宿	有効求職	1,025	1,007	1,012	994	1,013	1,027	1,045					7,123
	有効求人	914	756	747	809	814	835	991					5,866
	求人倍率	0.89	0.75	0.74	0.81	0.80	0.81	0.95					0.82
始良地域	有効求職	5,396	5,201	5,110	4,913	5,008	5,122	5,207					35,957
	有効求人	4,748	4,179	4,321	4,432	4,511	4,578	5,308					32,077
	求人倍率	0.88	0.80	0.85	0.90	0.90	0.89	1.02					0.89
国分	有効求職	4,604	4,437	4,347	4,166	4,264	4,365	4,445					30,628
	有効求人	4,084	3,571	3,723	3,809	3,867	3,879	4,582					27,515
	求人倍率	0.89	0.80	0.86	0.91	0.91	0.89	1.03					0.90
大口	有効求職	792	764	763	747	744	757	762					5,329
	有効求人	664	608	598	623	644	699	726					4,562
	求人倍率	0.84	0.80	0.78	0.83	0.87	0.92	0.95					0.86
熊毛地域	有効求職	620	696	788	777	721	658	653					4,913
	有効求人	629	585	542	544	572	607	630					4,109
	求人倍率	1.01	0.84	0.69	0.70	0.79	0.92	0.96					0.84
奄美地域	有効求職	1,969	1,745	1,709	1,731	1,719	1,708	1,738					12,319
	有効求人	1,405	1,237	1,196	1,207	1,282	1,242	1,320					8,889
	求人倍率	0.71	0.71	0.70	0.70	0.75	0.73	0.76					0.72
県 計	有効求職	33,018	32,174	32,068	31,333	31,615	32,151	32,842					225,201
	有効求人	36,172	32,297	32,583	32,289	33,374	34,418	36,346					237,479
	求人倍率	1.10	1.00	1.02	1.03	1.06	1.07	1.11					1.05

※地域別 安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2020. 11. 20 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	3,419 件 (3,365)
製 造 業	2,139 件 (2,107)
小 売 業	1,710 件 (1,679)
サービス業	1,174 件 (1,160)
宿 泊 業	1,088 件 (1,066)
建 設 業	613 件 (600)
道路旅客運送業等	605 件 (592)
卸 売 業	569 件 (560)
娯 楽 業	522 件 (511)
農 業・漁 業	133 件 (133)
その他	2,815 件 (2,765)
計	14,787 件 (14,538)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

ハローワーク「特別労働相談窓口」先ずは、相談！

新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動縮小・廃止から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが対応し、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

11月20日現在 解雇等見込み者数 698人
(全国 73,111人)

【備考】5/25～11/20

458人（うち非正規 220人）

～外国人労働者を雇用されている、雇用を検討されている事業主のみなさまへ～

令和2年度 外国人雇用管理セミナー

県内外国人労働者雇用状況と併せ、行政側の施策・支援、さらに、具体的な受入方法やコミュニケーション対策の事例紹介をさせていただき、県内における外国人労働者の良好な雇用管理を推進し、外国人労働者が安心して働き、暮らすことができる環境の形成を目指すためのものです。

会場

ホテル ウェルビューかごしま（会場：2階「潮騒」）
（鹿児島市与次郎2丁目4番25号）

日時

令和2年12月2日（水）
13:30～16:00（受付：13:00～）

定員

100名程度（定員になり次第締切とさせていただく場合がございます）

内容

- **鹿児島労働局職業安定部職業対策課**
（県内外国人労働者の雇用状況、雇用管理改善）
- **福岡出入国在留管理局**
（技能実習・特定技能の入管法に基づく出入国手続き方法など）
- **外国人技能実習機構 福岡事務所 熊本支所**
（技能実習制度の監理団体の支援を含んだ受入～雇用開始までの流れなど）
- **パーソルキャリア株式会社**
（特定技能を活用した外国人材活用の流れ
外国人材と受け入れた事業所の抱える課題と対策の好事例など）
- **鹿児島県商工労働水産部外国人材受入活躍支援課**
（外国人労働者の受入活躍推進に向けた鹿児島県の取組）
- **鹿児島労働局労働基準部監督課**
（外国人労働者の労働条件の確保など）

※ 内容は変更になる場合があります。

申込
方法

「参加申込書」をFAXでお送りください。

主催 /  **鹿児島労働局**

 **鹿児島県**

お問合せ先

鹿児島労働局職業安定部職業対策課
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1

☎ 099-219-8712
fax 099-216-9911

～外国人労働者を雇用されている、雇用を検討されている事業主のみなさまへ～

令和2年度 外国人雇用管理セミナー

県内外国人労働者雇用状況と併せ、行政側の施策・支援、さらに、具体的な受入方法やコミュニケーション対策の事例紹介をさせていただき、県内における外国人労働者の良好な雇用管理を推進し、外国人労働者が安心して働き、暮らすことができる環境の形成を目指すためのものです。

会場

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（カピックセンター）研修室（鹿児島県鹿屋市上高隈町3811-1）

日時

令和2年12月3日（木）

13:30～16:00（受付：13:00～）

定員

50名程度（定員になり次第締切とさせていただきます）

内容

- **鹿児島労働局職業安定部職業対策課**
（県内外国人労働者の雇用状況、雇用管理改善）
- **福岡出入国在留管理局**
（技能実習・特定技能の入管法に基づく出入国手続き方法など）
- **外国人技能実習機構 福岡事務所 熊本支所**
（技能実習制度の監理団体の支援を含んだ受入～雇用開始までの流れなど）
- **パーソルキャリア株式会社**
（特定技能を活用した外国人材活用の流れ
外国人材と受け入れた事業所の抱える課題と対策の好事例など）
- **鹿児島県商工労働水産部外国人材受入活躍支援課**
（外国人労働者の受入活躍推進に向けた鹿児島県の取組）
- **鹿児島労働局労働基準部監督課**
（外国人労働者の労働条件の確保など）

※ 内容は変更になる場合があります。

申込方法

「参加申込書」をFAXでお送りください。

主催 /  鹿児島労働局

 鹿児島県

お問合せ先

鹿児島労働局職業安定部職業対策課
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1

☎ 099-219-8712
fax 099-216-9911



報道関係者 各位

令和2年12月1日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 地頭 政（内線120）

室長補佐 下野 智江（内線121）

電話 099-219-8711

令和3年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和2年10月末現在）

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和2年10月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要（詳細は2頁以降に記載）】

- 求人数 5,185人 対前年9月 ※1 から13.1%（785人）減 ※2
- 求職者数 3,436人 同14.9%（600人）減 ※3
- 求人倍率 1.51倍 同0.03ポイント増 ※4
- 就職内定者数 2,530人 同1.4%（36人）増 ※5
- 就職内定率 73.6% 同11.8ポイント上昇 ※6

※1. 令和2年度は選考・内定時期が1か月後ろ倒しとなったことから、令和元年9月末時点の状況と比較しています。

※2. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※3. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※4. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※5. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※6. 就職内定率は上昇しておりますが、これは、選考や内定通知の時期が後ろ倒しとなったことから、高等学校専攻科の採用通知の時期と重なったことが主な要因と考えられます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年度は採用選考期日が1か月後ろ倒しとなったことや、対面での学校説明会等の中止により、生徒・学校の情報入手手段が減少したことなどから、生徒は、不安を抱えながらの就職活動を行っています。

鹿児島労働局・各ハローワークでは、今後の動向の把握に努めつつ、学校等関係機関と連携し、ひとりでも多くの生徒が希望どおりに就職できるよう支援します。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況 〈 令和3年3月卒業予定者 〉

鹿児島労働局

区分	令和2年10月末現在			令和元年9月末現在			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	5,185			5,970			▲785	▲13.1%
2 求職者数	3,436	1,906	1,530	4,036	2,254	1,782	▲600	▲14.9%
うち県内(1)	1,887	963	924	2,135	1,045	1,090	▲248	▲11.6%
うち県外	1,549	943	606	1,901	1,209	692	▲352	▲18.5%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	54.9%	50.5%	60.4%	52.9%	46.4%	61.2%	—	2.0P
3 求人倍率 【1/2】	1.51			1.48			—	0.03P
4 就職内定者数	2,530	1,400	1,130	2,494	1,638	856	36	1.4%
うち県内(2)	1,307	662	645	1,291	677	614	16	1.2%
うち県外	1,223	738	485	1,203	961	242	20	1.7%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【(2)/4】	51.7%	47.3%	57.1%	51.8%	41.3%	71.7%	—	▲0.1P
5 就職内定率 【4/2】	73.6%	73.5%	73.9%	61.8%	72.7%	48.0%	—	11.8P
うち県内	69.3%	68.7%	69.8%	60.5%	64.8%	56.3%	—	8.8P
うち県外	79.0%	78.3%	80.0%	63.3%	79.5%	35.0%	—	15.7P
6 就職未内定者数 【2-4】	906	506	400	1,542	616	926	▲636	▲41.2%

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

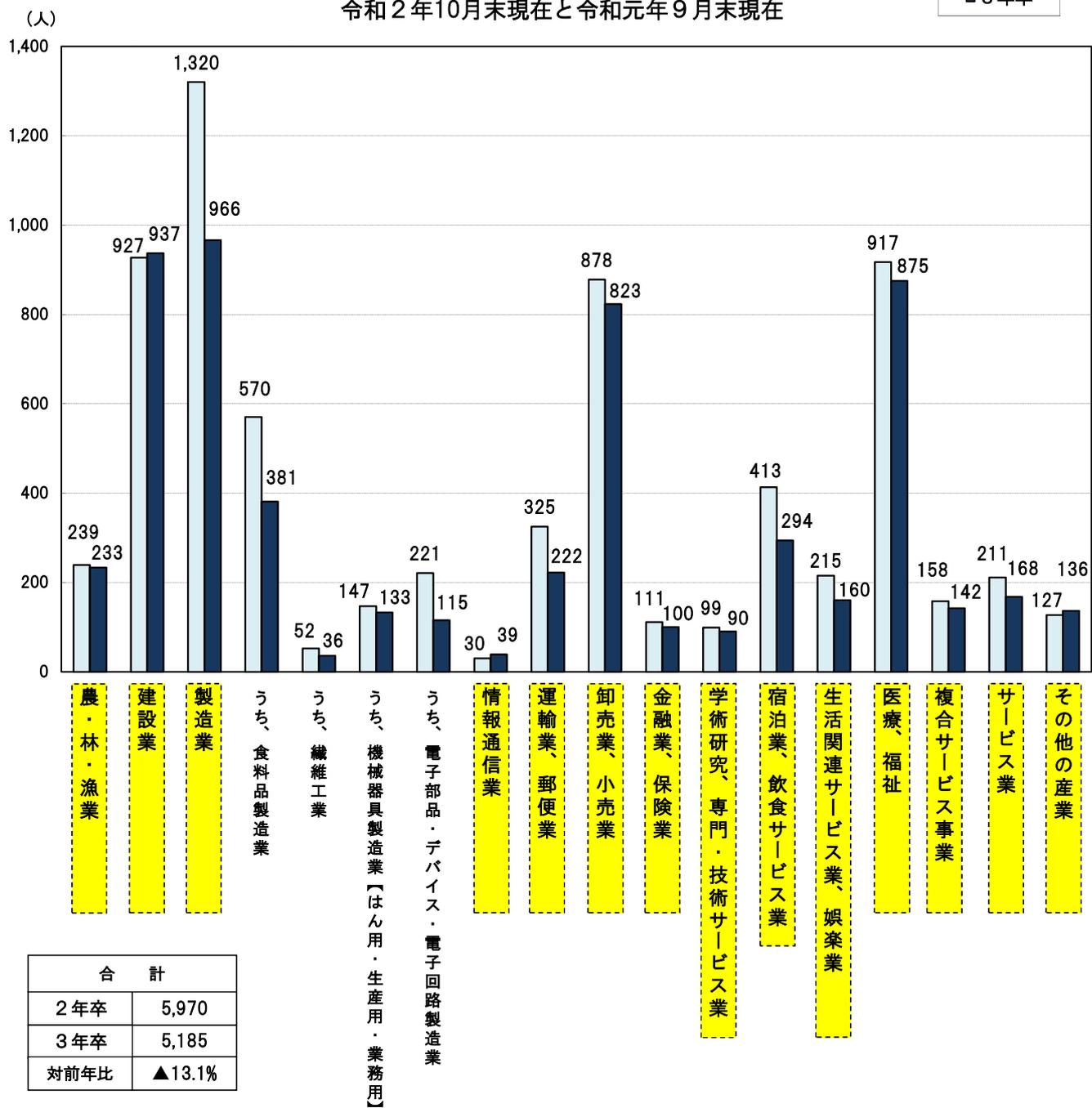
* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

 自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

* 今年度は選考日程が1か月後ろ倒しとなったことから前年9月末現在と比較しています。

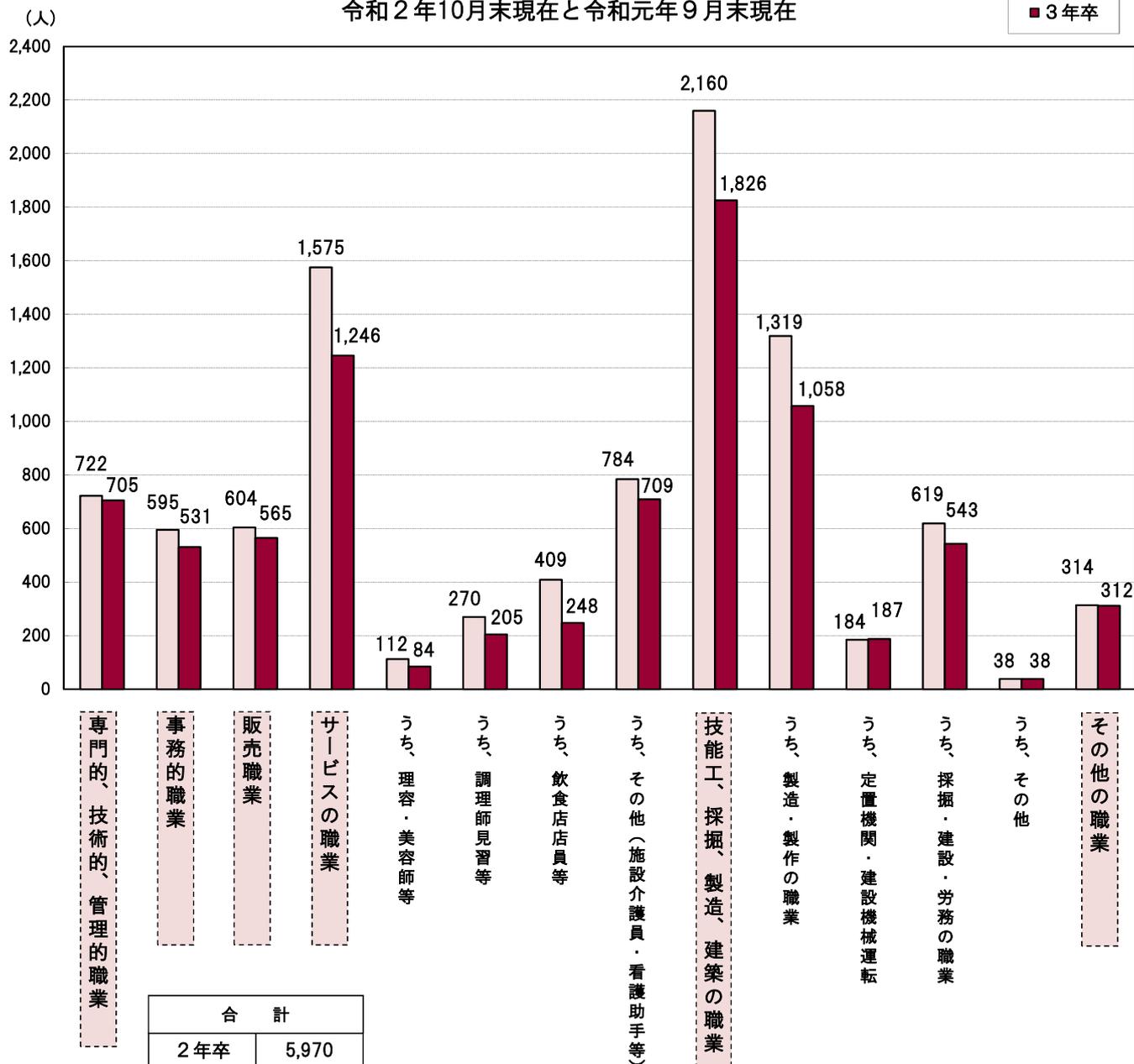
高校 県内求人受理状況（産業別）
令和2年10月末現在と令和元年9月末現在

□ 2年卒
■ 3年卒

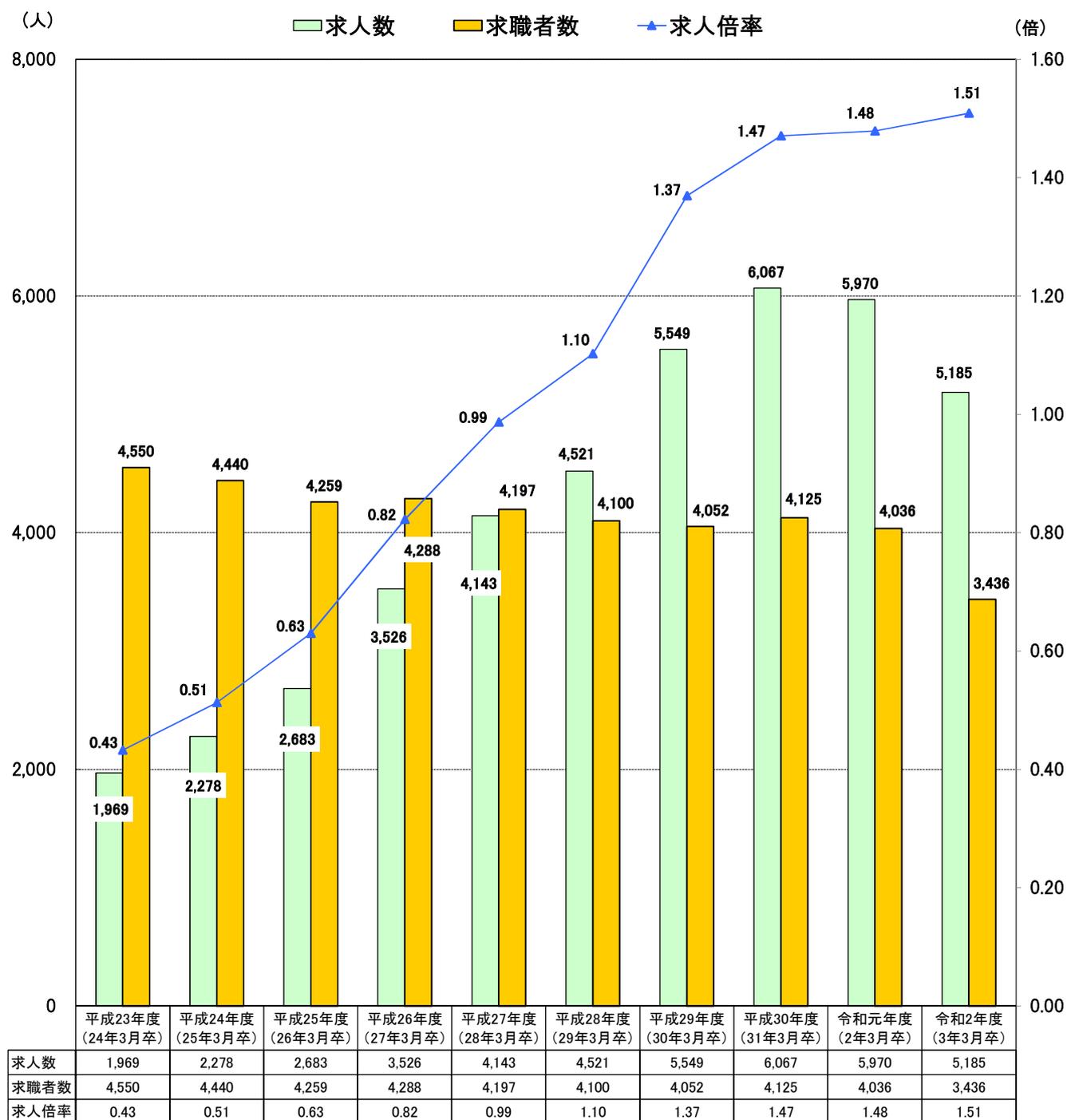


高校 県内求人受理状況（職業別）
令和2年10月末現在と令和元年9月末現在

□ 2年卒
■ 3年卒



高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年9月末現在）※1

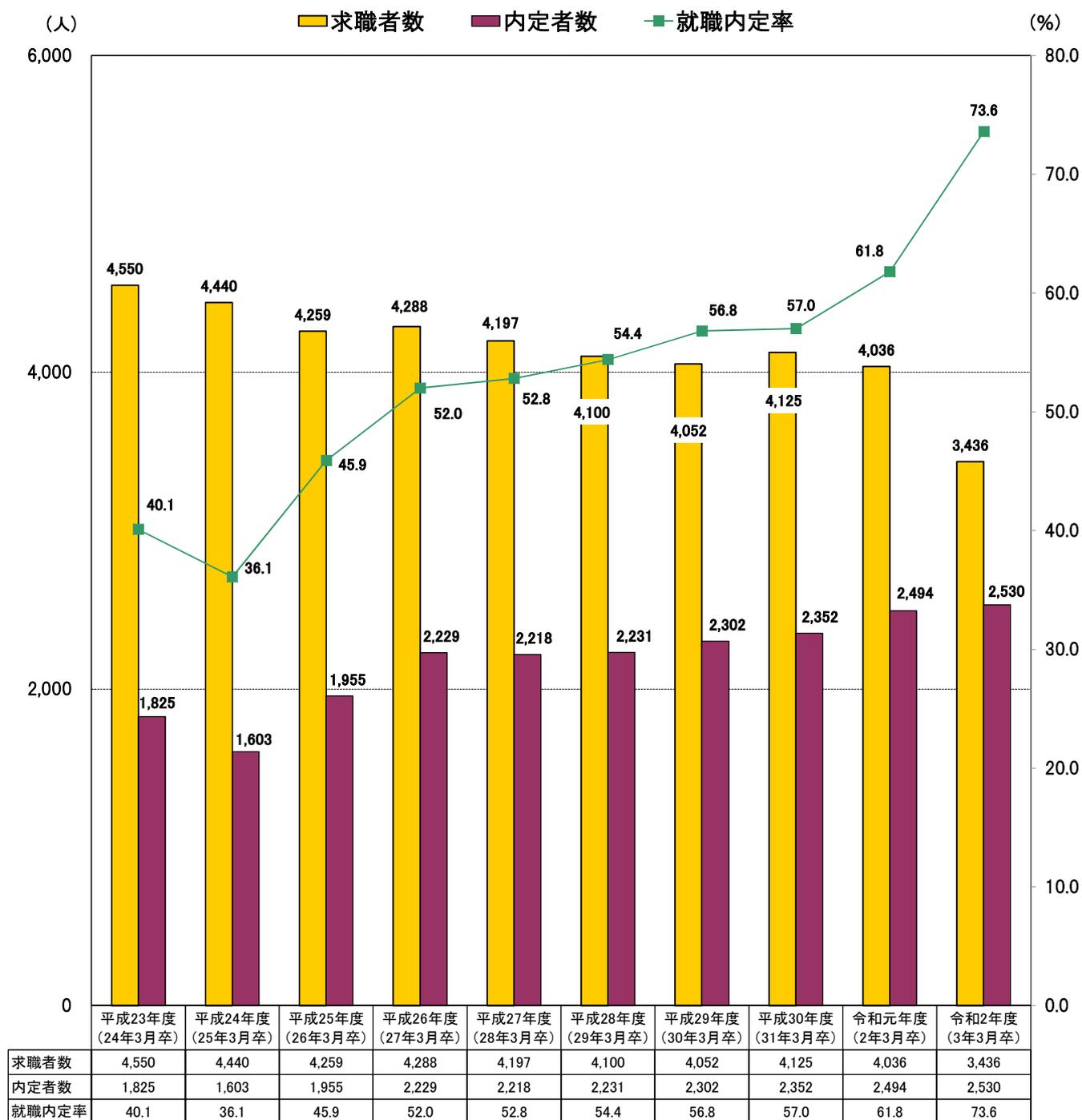


* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

※1 令和2年度のみ選考日程が1か月後ろ倒しとなったことから令和2年10月末現在の数値で比較しています。

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年9月末現在）※1



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※1 令和2年度のみ選考日程が1か月後ろ倒しとなったことから令和2年10月末現在の数値で比較しています。



報道関係者 各位

令和2年12月1日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 地頭 政（内線120）

室長補佐 下野 智江（内線121）

電話 099-219-8711

令和3年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況（令和2年10月末現在）

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規大学等卒業者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和2年10月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【就職内定率の概要（詳細は2頁以降に記載）】

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は64.1% 対前年同月から4.4ポイント減

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は45.7% 対前年同月から6.3ポイント減

新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、新規大学卒業予定者の就職内定率が4ポイント以上減少したのは、平成21年度（平成22年3月卒業生）以来となりました。

鹿児島労働局・各ハローワークでは、引き続き今後の動向を注視していくとともに、大学等関係機関と連携し、学生一人ひとりが置かれている状況に応じ、ハローワークの就職支援ナビゲーター※を中心とするきめ細やかな就職支援を実施していきます。

また、卒業・終了後少なくとも3年以内の既卒者の方々が新規卒業・修了者の採用枠に応募できるよう、改めて周知徹底していきます。

※ 新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員（キャリアコンサルタント等の資格保持者や企業の人事労務管理経験者等）

新規大学卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和3年3月卒業予定者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和2年10月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	4,022	/	/	3,763	/	/	259	6.9%
2 求 職 者 数	1,894	1,069	825	1,908	1,059	849	▲14	▲0.7%
うち 県 内 (1)	971	523	448	932	507	425	39	4.2%
うち 県 外	923	546	377	976	552	424	▲53	▲5.4%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	51.3%	48.9%	54.3%	48.8%	47.9%	50.1%	—	2.5P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.12	/	/	1.97	/	/	—	0.15P
4 就 職 内 定 者 数	1,215	693	522	1,307	732	575	▲92	▲7.0%
うち 県 内 (2)	536	299	237	554	302	252	▲18	▲3.2%
うち 県 外	679	394	285	753	430	323	▲74	▲9.8%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	44.1%	43.1%	45.4%	42.4%	41.3%	43.8%	—	1.7P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	64.1%	64.8%	63.3%	68.5%	69.1%	67.7%	—	▲4.4P
うち 県 内	55.2%	57.2%	52.9%	59.4%	59.6%	59.3%	—	▲4.2P
うち 県 外	73.6%	72.2%	75.6%	77.2%	77.9%	76.2%	—	▲3.6P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	679	376	303	601	327	274	78	13.0%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規短大卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 3 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和2年10月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	2,008			2,071			▲63	▲3.0%
2 求 職 者 数	770	16	754	787	17	770	▲17	▲2.2%
うち 県 内 (1)	705	16	689	688	16	672	17	2.5%
うち 県 外	65	0	65	99	1	98	▲34	▲34.3%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	91.6%	100.0%	91.4%	87.4%	94.1%	87.3%	—	4.2P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.61			2.63			—	▲0.02P
4 就 職 内 定 者 数	352	3	349	409	7	402	▲57	▲13.9%
うち 県 内 (2)	314	3	311	331	6	325	▲17	▲5.1%
うち 県 外	38	0	38	78	1	77	▲40	▲51.3%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	89.2%	100.0%	89.1%	80.9%	85.7%	80.8%	—	8.3P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	45.7%	18.8%	46.3%	52.0%	41.2%	52.2%	—	▲6.3P
うち 県 内	44.5%	18.8%	45.1%	48.1%	37.5%	48.4%	—	▲3.6P
うち 県 外	58.5%	—	58.5%	78.8%	100.0%	78.6%	—	▲20.3P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	418	13	405	378	10	368	40	10.6%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめ、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等専門学校卒業者の求人・求職・就職の状況 (令和3年3月卒業予定者)

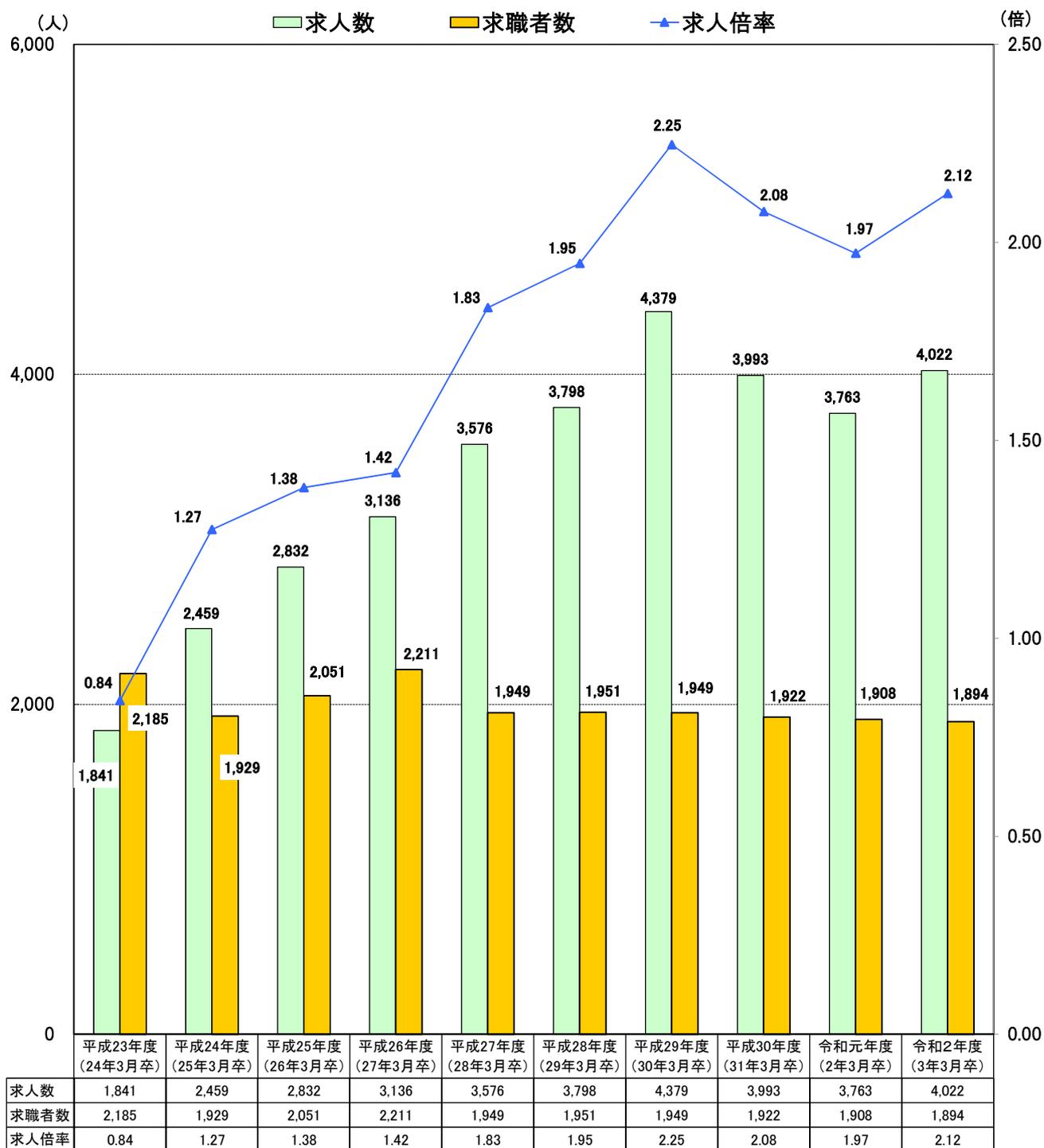
鹿児島労働局

区分	令和2年10月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	222			188			34	18.1%
2 求職者数	133	120	13	129	113	16	4	3.1%
うち県内(1)	12	10	2	20	18	2	▲8	▲40.0%
うち県外	121	110	11	109	95	14	12	11.0%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	9.0%	8.3%	15.4%	15.5%	15.9%	12.5%	—	▲6.5P
3 求人倍率 【1/2】	1.67			1.46			—	0.21P
4 就職内定者数	127	114	13	122	107	15	5	4.1%
うち県内(2)	9	7	2	20	18	2	▲11	▲55.0%
うち県外	118	107	11	102	89	13	16	15.7%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【(2)/4】	7.1%	6.1%	15.4%	16.4%	16.8%	13.3%	—	▲9.3P
5 就職内定率 【4/2】	95.5%	95.0%	100.0%	94.6%	94.7%	93.8%	—	0.9P
うち県内	75.0%	70.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	▲25.0P
うち県外	97.5%	97.3%	100.0%	93.6%	93.7%	92.9%	—	3.9P
6 就職未内定者数 【2-4】	6	6	0	7	6	1	▲1	▲14.3%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の高等専門学校1校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りま
とめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及
び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ご
とに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査
方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務
員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

大学新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年10月末現在）

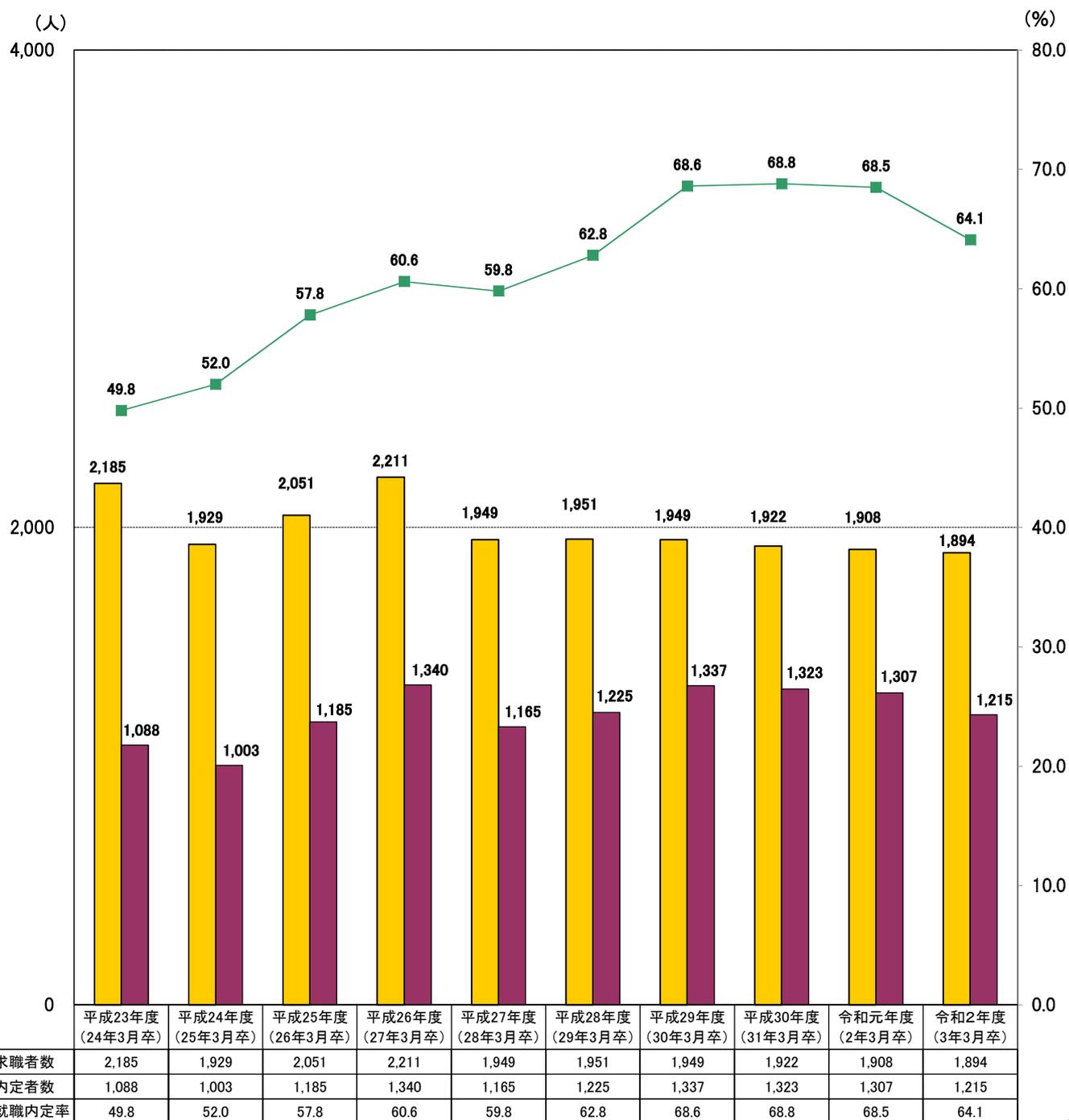


* 求人人数は、各大学等が受理した県内求人人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

大学新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年10月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率

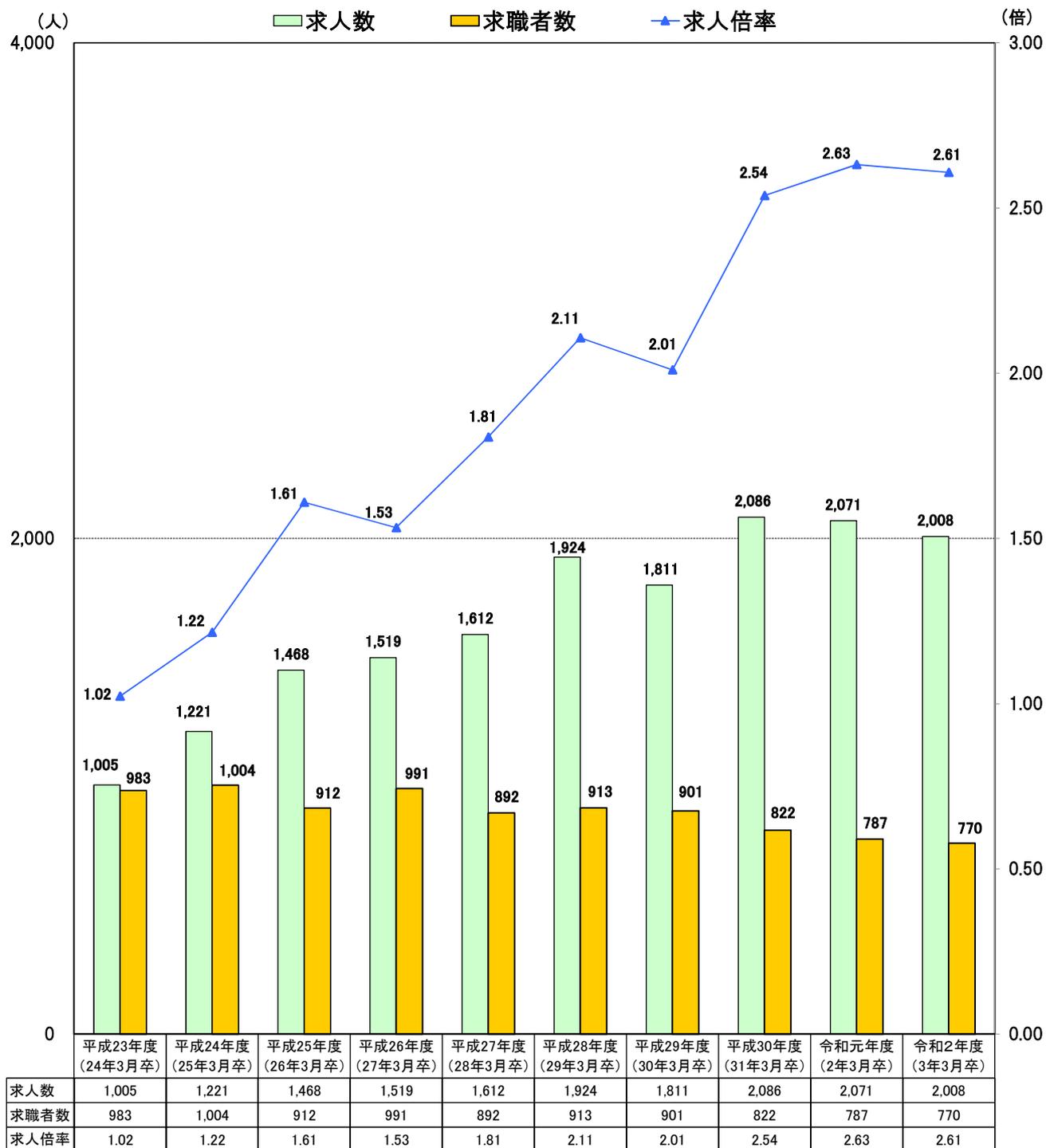


* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

短大新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年10月末現在）

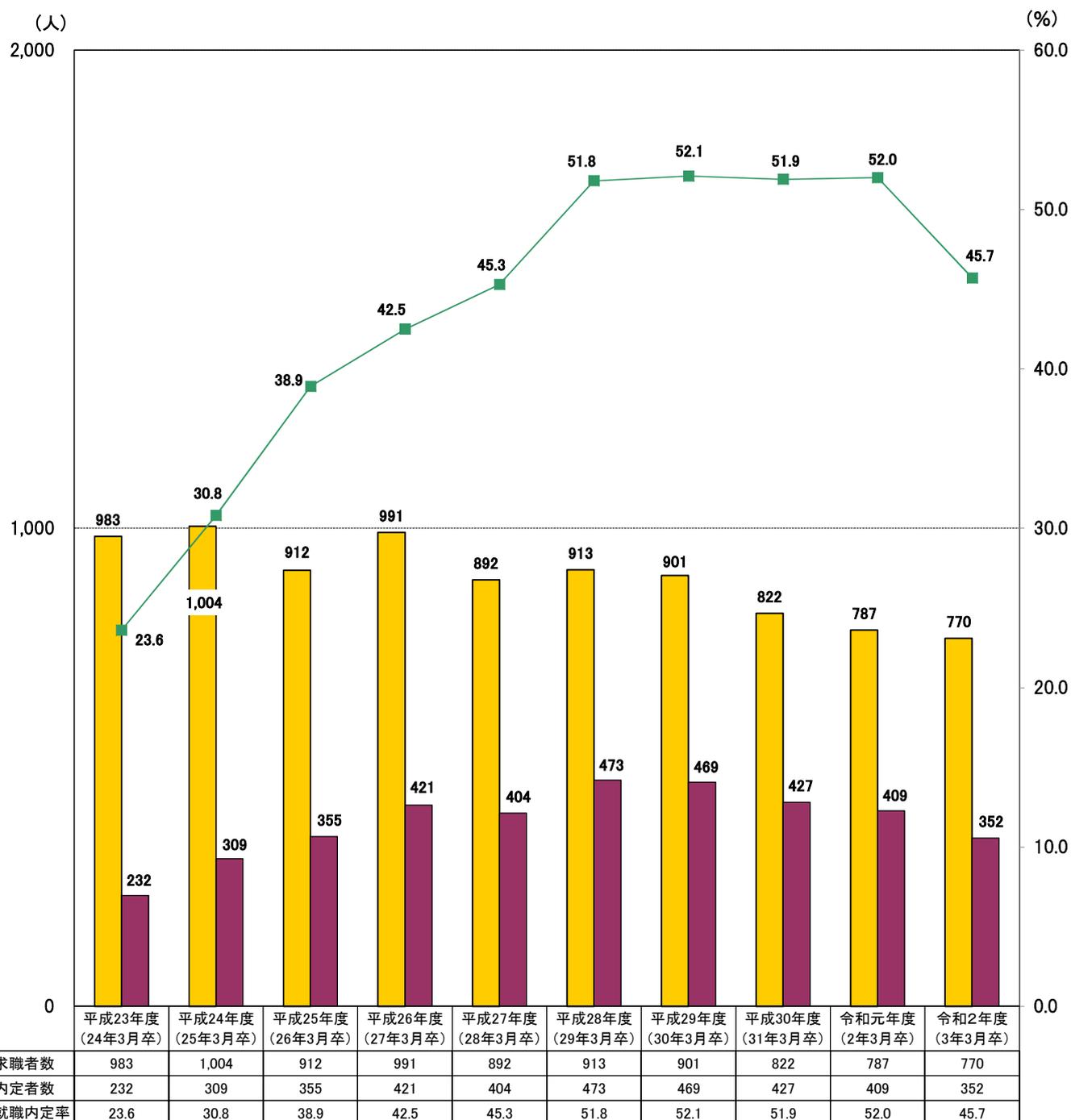


* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

短大新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年10月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

事業主の皆さまへ

卒業後 **3年**以内の既卒者は、 「**新卒枠**」での応募受付を！

あなたの会社も
有望な**既卒者**を
新卒枠で獲得を。



会社の メリット

新卒採用の枠を拡大することで、
意欲・能力がある**有望な既卒者**
を採用できる**チャンス**が！

学生の メリット

コロナの影響などにより、就職
先が決まらないまま卒業せざる
を得なかった方にも、**もう一度**
挑戦するチャンスが！

詳しい内容は、裏面をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021102開若01

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の雇用機会の確保と職場定着に関して、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者などの関係者が適切に対処するための指針を定めています※。

この指針では、学校卒業見込者の採用枠について以下としています。

- ✓ **既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること**
- ✓ **できる限り上限年齢を設けないように努めること**

意欲・能力があるにも関わらず、在学中に就職先が決まらないまま卒業せざるを得なかった方に対し、新卒採用の門戸を閉ざすことは、学生だけではなく会社にとっても大きな損失です。

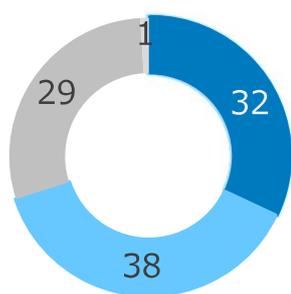
事業主の皆さまには、日頃より適切な若者の募集・採用にご協力いただいておりますが、この指針に沿って、改めて若者の雇用機会の拡大にご協力をお願い申し上げます。

※詳しくは、こちらのリーフレットもご覧ください：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000534967.pdf>



(参考)

新規学卒者採用枠での既卒者の応募受付状況



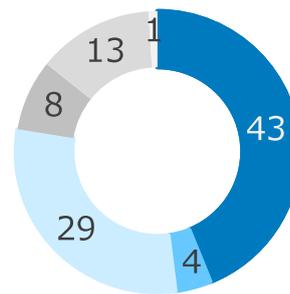
■ 採用に至った ■ 採用に至らなかった ■ 応募不可 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査(2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所(7539事業所)を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

新規学卒者採用枠に応募可能な卒業後の経過期間



■ 上限はない ■ 3年超
 ■ 2年超~3年以内 ■ 1年超~2年以内
 ■ 1年以内 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査(2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所のうち、既卒者が応募可能だった事業所(5254事業所)を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

(注) 各項目で四捨五入して算出しているため、足し上げた数値と表面の数値は、必ずしも一致しない。



鹿児島労働局発表
令和2年11月25日

【照会先】鹿児島労働局

雇用環境・均等室

室長 松野 市子

室長補佐 渡邊 光広

電話 099-223-8239

報道関係者 各位

「働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー」開催及び

「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設について

～働き方改革は第2ステージへ・N0ハラスメント職場へ向けて～

鹿児島労働局（局長 みわ ひとみ 三輪 宗文）では、働き方改革関連法の取組に当たって参考となる企業事例のご紹介、ハラスメント防止コンサルタント講演を行うことを通じて、管内の中小企業に対して働き方改革推進・ハラスメント防止対策について広く周知・啓発を行い、自主的な取組を促すことを目的として県内4カ所でセミナーを開催します。

また、鹿児島労働局では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めハラスメント対応特別相談窓口を開設します。

※パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の概要

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内における正社員と短時間労働者や有期雇用労働者との間で、基本給与や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止（均等・均衡待遇）され、改正労働者派遣法では、派遣先の労働者との均等・均衡待遇又は一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することが義務化されています。（施行 大企業：本年4月 中小企業：令和3年4月）

※パワーハラスメント防止対策を事業主の義務とした改正労働施策総合推進法の概要

改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付けています。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されています。

鹿児島労働局に寄せられた平成26年度から平成31年度労働相談において、いずれの年度もパワーハラスメントを含む「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、平成31年度は1430件（前年度比25.5%増）となっており、パワーハラ対策は喫緊の課題です。（施行 大企業：本年6月 中小企業：令和4年4月）

<添付資料>

- 1 働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー案内及び12月3日鹿児島市会場分の会次第
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！
- 3 12月は職場のハラスメント撲滅月間です。
- 4 個別労働相談の推移
- 5 法改正概要リーフレット2種類（「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」「職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！」）

働き方改革推進・ ハラスメント実践セミナー

時間外労働の上限
(中小企業：2020年4月1日)

**正規・非正規間の
不合理な待遇差解消**
(中小企業：2021年4月1日)

パワハラ対策の義務
(中小企業：2022年4月1日)

- ◆ 実務上の取組とは
- ◆ 企業が注意すべきポイントとは

開催日時及び会場

対象：企業経営者・人事労務担当者

	日	時間	会場	内容	定員
1	令和2年 12月3日 (木)	13:30 ~ 15:30	鹿児島県医師会館 (鹿児島市中央町8番地1) 注：専用駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。	・ハラスメント防止コンサルタント講演 ・働き方改革取組企業の事例発表 ・個別相談会	160名
2	令和2年 12月8日 (火)	13:30 ~ 15:30	川内文化ホール (薩摩川内市若松町3番10号)	・ハラスメント防止コンサルタント講演 ・「働き方改革推進支援センター」サポート事例発表 ・個別相談会	50名
3	令和2年 12月10日 (木)	13:30 ~ 15:30	霧島市役所 行政庁舎別館4階大会議室 (霧島市国分中央三丁目45番1号)		50名
4	令和2年 12月14日 (月)	13:30 ~ 15:30	鹿屋商工会議所 (鹿屋市新川町600番地)		50名

申込は裏面FAXにより行ってください。《参加費無料》

問合せ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室

(鹿児島市山下町13番21号)

TEL：099-223-8239 FAX:099-223-8235

主催：鹿児島労働局 鹿児島県経営者協会 鹿児島県医師会

後援：鹿児島県

鹿児島市

霧島市

送信先 F A X : 0 9 9 - 2 2 3 - 8 2 3 5

働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー 参加申込書

申込み〆切 11月20日：先着順 1企業1名まで
定員に達した場合、〆切日前に申込みを終了しますので
御了承ください。

※新型コロナウイルス感染症予防の三密を回避するため席に限りがあります。
申し訳ありませんが、同一企業において他部署等の希望があっても1社での申し込みとさせていただきます。(1社で複数の申し込みはできません。参加者も1企業につき1名まででお願いいたします。)

〈新型コロナウイルス感染症の感染予防の御協力について〉
新型コロナウイルス感染症に罹患しているおそれのある場合、濃厚接触者と認定されている場合は、参加を自粛してください、また、会場では必ずマスクの着用をお願いします。(会場で入場時に検温を行います。)

企業名			
所在地	〒 _____		
T E L		F A X	
参加者氏名			
参加会場	※会場1～4の中から番号をひとつ選択してください。 1.鹿児島 2.川内 3.霧島 4.鹿屋		

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 (鹿児島市山下町13番21号)

経営者協会会員用

TEL : 099-223-8239 FAX:099-223-8235

(鹿児島県医師会館会場)

働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー 会次第

日時：令和2年12月3日

場所：鹿児島県医師会館

- 1 開会 (13:30)
- 2 あいさつ 鹿児島労働局長 (13:30~13:35)
- 3 特別講演 (13:35~14:25)
講師 小吹真紀 小吹社会保険労務士事務所 所長
演題 ハラスメント対策等の実践
- 4 事例発表 (14:25~15:10)
(1) 株式会社 現場サポート
(2) 社会福祉法人 大一会
- 5 鹿児島市雇用推進課からのお知らせ (15:10~15:20)
- 6 鹿児島働き方改革推進支援センター・鹿児島県医療勤務環境改善支援センターの支援について (15:20~15:30)
- 7 閉会 (15:30)
- 8 個別相談会 (15:30~16:00)
○働き方改革関連 (同一労働同一賃金、改正労働基準法等)
3階、4階のロビーでは鹿児島働き方改革推進支援センターによる個別相談を受け付けます。3階ロビーでは医療機関を対象とした鹿児島県医療勤務環境改善支援センターによる個別相談ブースも設けています。
○ハラスメント関連
ハラスメントに係るご相談は3階、4階ロビーのハラスメント関係ブースで受け付けます。(鹿児島労働局雇用環境・均等室では、ハラスメント特別相談窓口を設けております。電話相談可。Tel099-223-8239)

また、お帰りの際は、アンケートへのご協力をお願いします。

主催：鹿児島労働局
共催：鹿児島県経営者協会 鹿児島県医師会
後援：鹿児島県 鹿児島市

(2 川内文化ホール会場)

働き方改革推進・ハラスメント実践セミナー 会次第

日時：令和2年12月8日

場所：川内文化ホール

- 1 開会（13：30）
- 2 説明（13：30～15：00）
 - (1) ハラスメント対策等の実践 60分
講師 小吹真紀 小吹社会保険労務士事務所 所長
 - (2) 「働き方改革推進支援センター」サポート事例発表 30分
鹿児島働き方改革推進支援センター
- 3 閉会（15：00）
- 4 個別相談会
 - 働き方改革関連（同一労働同一賃金、改正労働基準法等）
鹿児島働き方改革推進支援センターによる個別相談を受け付けます。
 - ハラスメント関連
ハラスメントに係るご相談はハラスメント関係ブースで受け付けます。
（鹿児島労働局雇用環境・均等室では、ハラスメント特別相談窓口を設けております。電話相談可。Tel099-223-8239）

また、お帰りの際は、アンケートへのご協力をお願いします。

主催：鹿児島労働局

後援：鹿児島県

鹿児島労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

鹿児島局開設期間：令和2年12月1日（火）

～令和3年3月31日（水）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

パワハラ

ハラスメントの相談を受けたが、どう対応すればよいのだろう。

マタハラ

ハラスメントの防止措置って、なにをしなければならぬんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクハラ

上司から、長時間にわたって叱られてつらい。

上司にセクハラの相談をしたら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務中。
「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、つらい

鹿児島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※ 時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 099-223-8239

住所 鹿児島市山下町13番21号
鹿児島合同庁舎2階



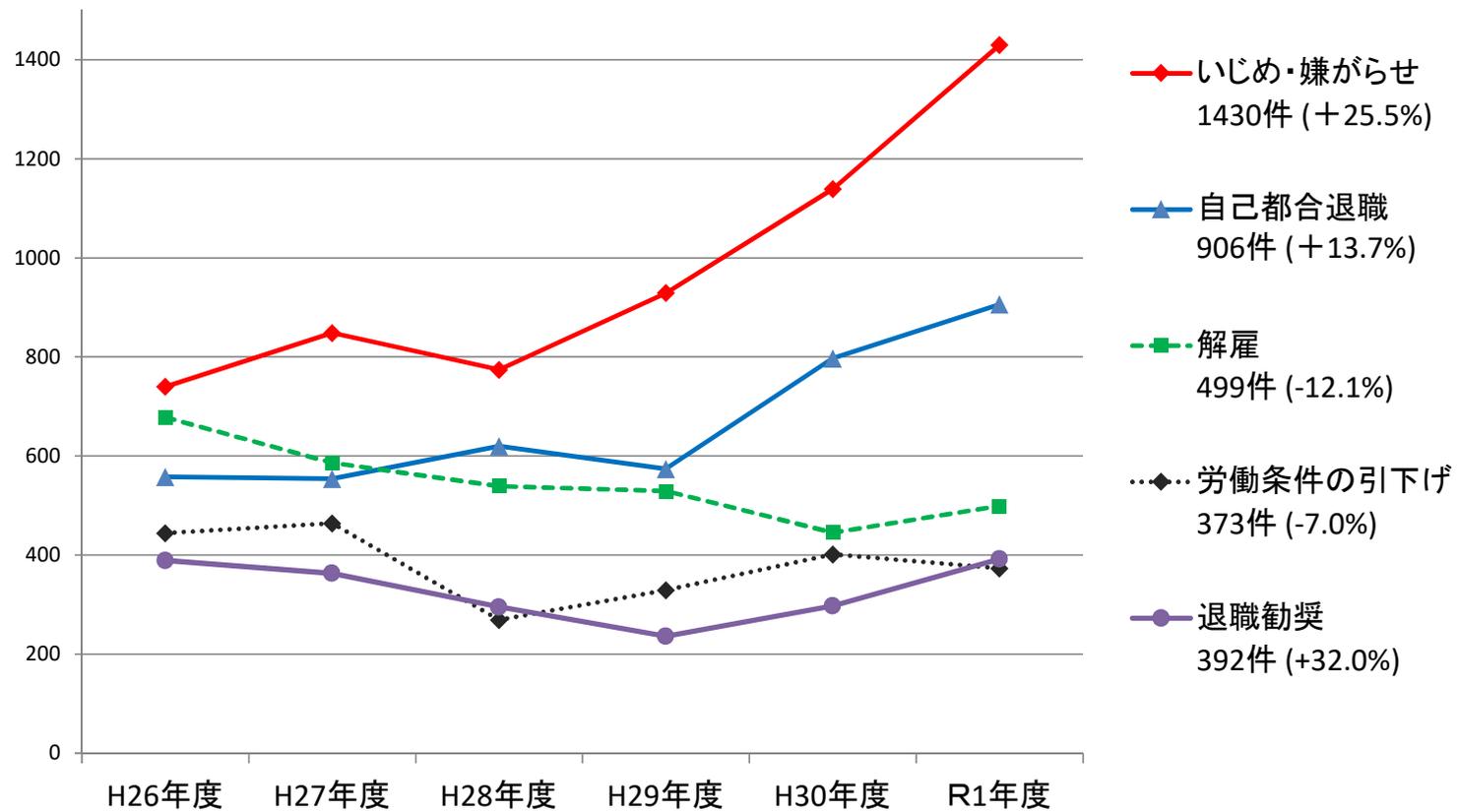
相談してください！

鹿児島労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

民事上の個別労働相談の推移



「鹿児島労働局雇用環境・均等室集計」

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法 2020年4月1日に施行

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

改正の目的

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と
非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との
不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるよ
うにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることを禁止
ガイドライン※1より、どのような待遇差が不合理に当たるかが示されています。

※1 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定

均衡待遇規定

(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定

(差別的取扱いの禁止)



下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲
※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができます。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容※ ³ （雇入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○

※³ 賃金、福利厚生、教育訓練など

③ 行政による事業主への助言・指導等や

裁判外紛争解決手続(行政ADR)※⁴の規定の整備

※⁴ 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

【問い合わせ先】

■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

鹿児島労働局雇用環境・均等室 (TEL) 099-223-8239
鹿児島労働局山下町庁舎 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

■ 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ

鹿児島労働局職業安定部需給調整事業室 (TEL) 099-803-7111
鹿児島労働局西千石庁舎 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル

■ 具体的な労務管理の手法に関する相談

鹿児島働き方改革推進支援センター
(TEL) 0120-221-255 (フリーダイヤル)
鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F

2020年（令和2年）6月1日から、

職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① **優越的な関係を背景とした言動であって、**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**であり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

（注1）事実確認ができた場合（注2）事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
（注3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



令和2年5月作成
リーフレットNo.9

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします！**

※【★】の事項については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様**に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 被害防止のための取組
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました※！

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。**

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。）

- ① **事業主及び労働者の責務を法律上明記**
- ② **事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止**
- ③ **自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応**

※セクシュアルハラスメントのみ

及び「年末年始建設業一斉立入調査」を実施します

1 「建築現場安全パトロール」の実施

- (1) 実施日：令和2年12月9日(水) 8:10～12:35 (予定)
- (2) 主催：一般社団法人鹿児島県建築協会
- (3) 参加者：一般社団法人鹿児島県建築協会長 中村 明人
鹿児島労働局長 三輪宗文
鹿児島労働基準監督署長 榎園和彦
その他、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、建築関係
団体、鹿児島労働局等約 30 名

(4) スケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 8:10 | 集合 (一社)鹿児島県建築協会 2階会議室
(所在地：鹿児島市城山町2番13号) |
| 8:15 | 出発式 |
| 8:20 | 出発
(バスにて移動 50 分 鹿児島 IC～谷山 IC 利用) |
| 9:10～9:55 | 安全パトロール① (45 分間)
鹿児島市新南部清掃工場建設工事
所在地：鹿児島市谷山港3丁目3番地3
施工 (建屋本体)：渡辺組・前田組・南生建設・小牧建設
共同企業体 |
| 10:00 | ①の現場出発 (バスにて移動 40 分 谷山 IC 利用～鹿児島 IC 利用) |
| 10:40～11:25 | 安全パトロール② (45 分間)
鹿児島中央高校大規模改修 (1 期) 工事 (管 3 番棟・建築) 現場
所在地：鹿児島市鍛冶屋町 10 番 1 号
施工：丸久建設・江藤建設工業共同企業体 |
| 11:30 | ②の現場出発 (バスにて移動 10 分) |
| 11:40 | (一社)鹿児島県建築協会 2階会議室 着 |
| 11:45～12:35 | 反省会 (講評等) 50 分間 |

【参考】

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度のパトロールは、昨年度より規模を縮小して実施いたします。
- ② 撮影等の取材を希望される場合は令和2年12月7日(月)12:00までに、担当者（健康安全課：田原）までご連絡をお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によっては取材を制限させていただくことがございます。
- ③ (一社)鹿児島建築協会及び現場内には、駐車場はありませんので、近隣のコインパーキング等をご利用ください。
なお、現場の詳細については、(一社)鹿児島県建築協会（Tel099-224-5220）まで、ご確認ください。
- ④ 現場では、検温へのご協力をいただくほか、保護帽（ヘルメット）の着用、並びに新型コロナウイルス感染症対策のためマスク着用等をお願いいたします。未着用者の入場は、安全確保の観点からお断りします。
- ⑤ 現場では、関係者の指示に従って移動してください。
- ⑥ 原則として雨天決行とします。

令和 2 年度 年末年始建設業一斉立入調査実施要領

1 目的

近年の鹿児島県内の建設業における労働災害件数（休業 4 日以上）は、平成 26 年の 267 件から平成 28 年の 314 件まで増加の一途をたどり、その後、若干の減少を見たものの、平成 29 年の 312 件、平成 30 年の 294 件、令和元年の 312 件と依然として高止まりしている。

また、令和 2 年の労働災害件数（休業 4 日以上）は、10 月末時点で 235 件と前年同期と比較して 1 件減少であるものの、近年のスレート屋根上の作業や伐木作業において重篤な災害の多発状況に変化はなく、そのうち死亡災害は 3 件である。

そのような中、年末年始を迎えるにあたり、年末年始の時期には

- ① 年度末に向けて多くの建設工事が発注され、建設業全体が繁忙期で慌ただしくなる時期であること。
- ② 生活リズムに変化が生じる時期であって、不測の労働災害の発生が懸念されること。

等が認められるところである。

以上を踏まえ、年末年始の期間においては労働災害が多発することが懸念されることから、労働災害防止の徹底を図ることを目的として、集中的な建設業一斉立入調査を実施する。

2 実施期間

令和 2 年 12 月 1 日（火）から令和 3 年 1 月 31 日（日）まで

3 調査対象

各労働基準監督署管内で施工中の建設工事現場とする。

調査指導は、各署の労働災害発生状況等の管内事情を踏まえ、工事の種類、工事の進捗状況等から労働災害防止上問題があると認められる工事を対象とすることとし、その選定に当たっては、発注者から収集した入札状況、建設工事に係る計画届等により、工事最盛期の現場を優先して実施する。

4 調査重点事項等

一斉立入調査は、次の災害防止対策の取組を重点に実施する。

① 墜落・転落災害の防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置、墜落制止用器具（命綱）の使用、開口部等への囲い・手すり等の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、スレート等の屋根上の歩み板・防網等の設置等

② 建設機械災害の防止対策

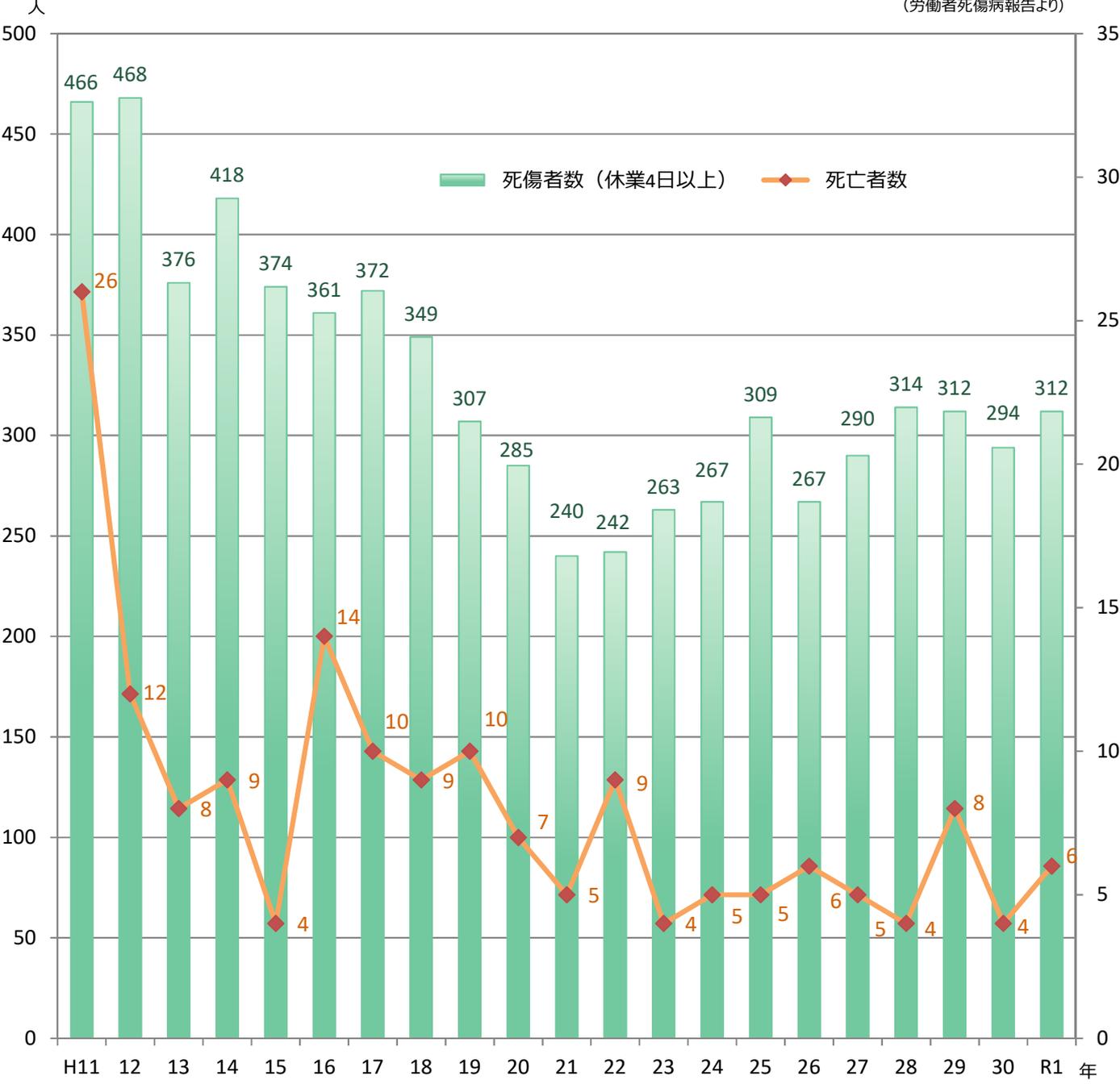
有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保、運転の合図の徹底等

③ 土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

建設業における労働災害発生状況の推移（平成11年～令和元年）

鹿児島労働局
(労働者死傷病報告より)



令和2年10月末（速報）

資料4-1

業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

【※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日】

【※13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減】

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和2年 (10月末)		令和元年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1548	14	1509	11	39	3	2.6%	27.3%
1	製造業	291	2	270	1	21	1	7.8%	100.0%
1	1 食料品製造業	166		152	1	14	-1	9.2%	-100.0%
4	4 木材・木製品製造業	14		24		-10		-41.7%	
9	9 窯業土石製品製造業	15		12		3		25.0%	
11~12	11~12 金属製品製造業	17	1	26		-9	1	-34.6%	
13~15	13~15 機械機具製造業	34		14		20		142.9%	
	上記以外の製造業	45	1	42		3	1	7.1%	
2	2 鉱業	1	0	2	0	-1	0	-50.0%	
3	3 建設業	235	3	236	4	-1	-1	-0.4%	-25.0%
1	1 土木工事業	85	2	94	1	-9	1	-9.6%	100.0%
2	2 建築工事業	124	1	118	3	6	-2	5.1%	-66.7%
3	3 その他の建設業	26		24		2		8.3%	
4	4 運輸交通業	161	2	147	1	14	1	9.5%	100.0%
1	1 鉄道・航空機業	4		2		2		100.0%	
2	2 道路旅客運送業	9		3		6		200.0%	
3	3 道路貨物運送業	148	2	141	1	7	1	5.0%	100.0%
4	4 その他の運輸交通業	0		1		-1		-100.0%	
5	5 貨物取扱業	8	0	26	0	-18	0	-69.2%	
1	1 陸上貨物取扱業	1		7		-6		-85.7%	
2	2 港湾運送業	7		19		-12		-63.2%	
6	6 農林業	69	2	86	3	-17	-1	-19.8%	-33.3%
1	1 農業	37		36	1	1	-1	2.8%	-100.0%
2	2 林業	32	2	50	2	-18		-36.0%	
7	7 畜産・水産業	80	1	79	0	1	1	1.3%	
8	8 商業	204	3	217	0	-13	3	-6.0%	
1	1 卸売業	28		37		-9		-24.3%	
2	2 小売業	146	3	164		-18	3	-11.0%	
3	3 理美容業	4		1		3		300.0%	
4	4 その他の商業	26		15		11		73.3%	
9	9 金融・広告業	14	0	13	0	1	0	7.7%	
11	11 通信業	26	0	19	0	7	0	36.8%	
12	12 教育・研究業	9	0	12	0	-3	0	-25.0%	
13	13 保健衛生業	253	0	213	0	40	0	18.8%	
1	1 医療保健業	108		83		25		30.1%	
2	2 社会福祉施設	141		128		13		10.2%	
3	3 その他の保健衛生業	4		2		2		100.0%	
14	14 接客娯楽業	76	0	87	0	-11	0	-12.6%	
1	1 旅館業	18		21		-3		-14.3%	
2	2 飲食店	30		46		-16		-34.8%	
3	3 その他の接客娯楽業	28		20		8		40.0%	
上記以外の事業		121	1	102	2	19	-1	18.6%	-50.0%
10	10 映画・演劇業	0		0					
15	15 清掃・と畜業	61		60	1	1	-1	1.7%	-100.0%
16	16 官公署	2		1		1		100.0%	
17	17 その他の事業	58	1	41	1	17		41.5%	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		149	2	148	1	1	1	0.7%	100.0%
第三次産業（8~17）		703	4	663	2	40	2	6.0%	100.0%

13次防目標値 進捗状況					
令和2年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
（死傷者数の目標値は29年10月末速報値の3%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている）					
（死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す）					
死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
1410	14	138	0	9.8%	0.0%
294	1	-3	1	-1.0%	100.0%
183	1	-17	-1	-9.3%	-100.0%
18		-4		-22.2%	
16		-1		-6.3%	
23		-6		-26.1%	
15		19		126.7%	
38		7		18.4%	
5		-4		-80.0%	
225	7	10	-4	4.4%	-57.1%
81	2	4	0	4.9%	0.0%
103	3	21	-2	20.4%	-66.7%
41	2	-15	-2	-36.6%	-100.0%
136	3	25	-1	18.4%	-33.3%
8	1	-4	-1	-50.0%	-100.0%
10		-1		-10.0%	
117	2	31	0	26.5%	0.0%
1		-1		-100.0%	
20	0	-12	0	-60.0%	
8		-7		-87.5%	
13		-6		-46.2%	
75	1	-6	1	-8.0%	100.0%
41		-4		-9.8%	
34	1	-2	1	-5.9%	100.0%
73		7		9.6%	
170	0	34	3	20.0%	
26		2		7.7%	
121		25		20.7%	
3		1		33.3%	
19		7		36.8%	
18		-4		-22.2%	
16		10		62.5%	
14		-5		-35.7%	
199	0	54	0	27.1%	
86		22		25.6%	
109		32		29.4%	
4		0		0.0%	
80	0	-4	0	-5.0%	
18		0		0.0%	
41		-11		-26.8%	
20		8		40.0%	
87	2	34	-1	39.1%	-50.0%
0		0			
47	1	14	-1	29.8%	-100.0%
0		2			
41	1	17	0	41.5%	0.0%
125	2	24	0	19.2%	0.0%
583	2	120	2	20.6%	100.0%

- 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものである。
- 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上（災害によるもので、死亡者を含みます）の労働者死傷病報告の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8~17）は、別計。
- 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和2年10月末（速報）

資料4-2

業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別									年齢別					
業種	順位	令和2年 (10月末)	人数	割合	順位	令和元年 (同月末)	人数	割合		令和2年 (10月末)		令和元年 (同月末)		増減数 人数
										人数	割合	人数	割合	
全産業	1	転倒	370	23.9%	1	転倒	314	20.8%	～19歳	36	2.3%	26	1.7%	10
	2	墜落・転落	306	19.8%	2	墜落・転落	278	18.4%	20歳～29歳	151	9.8%	167	11.1%	-16
	3	動作の反動・無理な動作	209	13.5%	3	動作の反動・無理な動作	202	13.4%	30歳～39歳	211	13.6%	229	15.2%	-18
	4	はさまれ・巻き込まれ	127	8.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	172	11.4%	40歳～49歳	298	19.3%	268	17.8%	30
	5	切れ・こすれ	113	7.3%	5	切れ・こすれ	107	7.1%	50歳～59歳	375	24.2%	352	23.3%	23
										60歳～	477	30.8%	467	30.9%
製造業	1	転倒	86	29.6%	1	はさまれ・巻き込まれ	65	24.1%	～19歳	10	3.4%	5	1.9%	5
	2	墜落・転落	47	16.2%	2	転倒	46	17.0%	20歳～29歳	33	11.3%	43	15.9%	-10
	3	はさまれ・巻き込まれ	42	14.4%	3	墜落・転落	41	15.2%	30歳～39歳	40	13.7%	37	13.7%	3
	4	切れ・こすれ	31	10.7%	4	切れ・こすれ	23	8.5%	40歳～49歳	56	19.2%	48	17.8%	8
	5	動作の反動・無理な動作	28	9.6%	5	動作の反動・無理な動作	19	7.0%	50歳～59歳	72	24.7%	52	19.3%	20
										60歳～	80	27.5%	85	31.5%
建設業	1	墜落・転落	77	32.8%	1	墜落・転落	77	32.6%	～19歳	4	1.7%	5	2.1%	-1
	2	飛来・落下	28	11.9%	2	切れ・こすれ	31	13.1%	20歳～29歳	28	11.9%	32	13.6%	-4
	3	はさまれ・巻き込まれ	25	10.6%	3	はさまれ・巻き込まれ	22	9.3%	30歳～39歳	31	13.2%	33	14.0%	-2
	4	転倒	21	8.9%	4	転倒	21	8.9%	40歳～49歳	42	17.9%	44	18.6%	-2
	5	切れ・こすれ	18	7.7%	4	飛来・落下	21	8.9%	50歳～59歳	48	20.4%	46	19.5%	2
										60歳～	82	34.9%	76	32.2%
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	47	31.5%	1	墜落・転落	49	33.1%	～19歳	2	1.3%	3	2.0%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	29	19.5%	2	動作の反動・無理な動作	21	14.2%	20歳～29歳	11	7.4%	12	8.1%	-1
	3	転倒	17	11.4%	3	転倒	18	12.2%	30歳～39歳	18	12.1%	22	14.9%	-4
	4	激突	13	8.7%	4	はさまれ・巻き込まれ	15	10.1%	40歳～49歳	36	24.2%	33	22.3%	3
	5	交通事故（道路）	11	7.4%	5	激突	9	6.1%	50歳～59歳	53	35.6%	45	30.4%	8
										60歳～	29	19.5%	33	22.3%
林業	1	激突され	11	34.4%	1	切れ・こすれ	12	24.0%	～19歳			1	2.0%	
	2	切れ・こすれ	6	18.8%	2	激突され	10	20.0%	20歳～29歳	4	12.5%	5	10.0%	-1
	3	墜落・転落	5	15.6%	3	墜落・転落	8	16.0%	30歳～39歳	7	21.9%	8	16.0%	-1
	4	はさまれ・巻き込まれ	3	9.4%	4	飛来・落下	6	12.0%	40歳～49歳	10	31.3%	10	20.0%	0
	5	転倒	2	6.3%	5	転倒	3	6.0%	50歳～59歳	7	21.9%	15	30.0%	-8
										60歳～	4	12.5%	11	22.0%
第三次産 業	1	転倒	219	31.2%	1	転倒	206	31.1%	～19歳	15	2.1%	9	1.4%	6
	2	動作の反動・無理な動作	133	18.9%	2	動作の反動・無理な動作	135	20.4%	20歳～29歳	57	8.1%	57	8.6%	0
	3	墜落・転落	110	15.6%	3	墜落・転落	80	12.1%	30歳～39歳	93	13.2%	97	14.6%	-4
	4	交通事故（道路）	51	7.3%	4	交通事故（道路）	59	8.9%	40歳～49歳	122	17.4%	103	15.5%	19
	5	切れ・こすれ	36	5.1%	5	はさまれ・巻き込まれ	36	5.4%	50歳～59歳	169	24.0%	164	24.7%	5
										60歳～	247	35.1%	233	35.1%
小売業	1	転倒	56	38.4%	1	転倒	48	29.3%	～19歳	5	3.4%	1	0.6%	4
	2	墜落・転落	30	20.5%	2	動作の反動・無理な動作	27	16.5%	20歳～29歳	10	6.8%	11	6.7%	-1
	3	動作の反動・無理な動作	15	10.3%	3	墜落・転落	23	14.0%	30歳～39歳	12	8.2%	22	13.4%	-10
	4	交通事故（道路）	11	7.5%	4	交通事故（道路）	18	11.0%	40歳～49歳	15	10.3%	26	15.9%	-11
	5	切れ・こすれ	8	5.5%	5	はさまれ・巻き込まれ	10	6.1%	50歳～59歳	32	21.9%	45	27.4%	-13
										60歳～	72	49.3%	59	36.0%
社会福 祉施設	1	転倒	52	36.9%	1	動作の反動・無理な動作	46	35.9%	～19歳	1	0.7%	0	0.0%	1
	2	動作の反動・無理な動作	51	36.2%	2	転倒	41	32.0%	20歳～29歳	14	9.9%	13	10.2%	1
	3	墜落・転落	10	7.1%	3	その他	9	7.0%	30歳～39歳	21	14.9%	19	14.8%	2
	4	激突	7	5.0%	4	切れ・こすれ	6	4.7%	40歳～49歳	23	16.3%	23	18.0%	0
	4	激突され	7	5.0%	5	墜落・転落	5	3.9%	50歳～59歳	32	22.7%	24	18.8%	8
										60歳～	50	35.5%	49	38.3%
飲食店	1	転倒	8	26.7%	1	転倒	12	26.1%	～19歳	5	16.7%	7	15.2%	-2
	2	切れ・こすれ	7	23.3%	2	切れ・こすれ	10	21.7%	20歳～29歳	4	13.3%	5	10.9%	-1
	3	墜落・転落	6	20.0%	3	高温・低温の物との接触	8	17.4%	30歳～39歳	2	6.7%	7	15.2%	-5
	4	高温・低温の物との接触	3	10.0%	4	墜落・転落	3	6.5%	40歳～49歳	5	16.7%	5	10.9%	0
	4	動作の反動・無理な動作	3	10.0%	4	交通事故（道路）	3	6.5%	50歳～59歳	10	33.3%	8	17.4%	2
										60歳～	4	13.3%	14	30.4%

※事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

※表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

令和2年 建設業死亡災害事例(令和2年10月末日現在)

資料5

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	令和2年 2 月	建設業	作業員	男	66	2年	墜落・転落	建築物、構築物	建屋の2階床部分に太陽光発電設備を取り付ける作業中、開口面の向かい側へ渡るために使用していた道板(長さ4メートル、幅20センチメートル)を付け替えのため外していた際、4枚のうち1枚目を持ちあげたところバランスを崩し、高さ約3メートル下のアスファルト面に墜落したものの。付替え時、墜落防止措置が取られておらず、保護帽の着用がなかった。
2	令和2年 3 月	建設業	作業員	男	79	40年	飛来・落下	立木等	倒木をチェーンソーで木の先端から約2mずつに玉切りを行っていた。最後の玉切りの際、根株部分の土の塊の重みで幹部分が地面から浮き上がり不安定な状態になったため、根株部分をグラップルで押さえて、幹部分が地面から33度に傾いた状態で根株近くを玉切りしたが、切り口が離れないため、切り口を確認しようと作業員が倒木の下方に入ったと同時に、切り口部分で折れ倒れてきた幹(長さ230cm)の下敷きとなり被災したものの。
3	令和2年 4 月	建設業	作業員	男	70	30年	激突され	立木等	伐倒木(高さ約8m、胸高直径60.8cmの枝払い前の雑木)を掘削用バケットを装着したドラグショベルで移動して仮置きしたところ、当該伐倒木が斜面を2メートル程度滑り落ち、下方にいた被災者に激突して被災したものの。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事及安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする

2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少(2017年比)

5つの重点施策

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- 死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- 死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

労働災害による死亡者の数を各年対2017年比25%以上減少とする

労働災害による死傷者の数を5%以上減少（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
下肢を保護する防護衣の着用の徹底
安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。

社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。

小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
過重労働による健康障害防止対策の推進
産業医・産業保健機能の強化

過重労働対策等

危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質等対策

JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
事業者に対する効果的な支援の実施
職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

受動喫煙防止対策

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。

個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。

所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
(項目「5 労災補償」)をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

